

## 総務常任委員会記録

開催年月日	令和元年 9 月 25 日（水曜日）
開催時間	午後 1 時 15 分～午後 1 時 45 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	佐藤（正）委員長　吉田副委員長 柳下委員　山田委員　岸本委員　関口委員（議長） 中川委員　小泉委員　青木委員　黒沢委員
欠席委員	なし
説明者	野崎総務部長 大八木税務課長 中澤主幹 池田副主幹 鳥海副主幹
案　　件	（付託議案） 1. 議案第 42 号 寒川町町税条例等の一部改正について
議会事務局	新藤議会事務局長　　亀井議会事務局次長 波多野主任主事

午後1時15分 開会

【佐藤（正）委員長】 それでは、1時15分になりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり付託議案1件でございますので、よろしく願いいたします。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、議案第42号 寒川町町税条例等の一部改正についてを議題といたします。本議案について執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。早速ではございますが、午前中の本会議にて提案いたしました付託議案の1、議案第42号 寒川町町税条例等の一部改正について審査をお願いいたします。こちらにつきましては、軽自動車税の税率の特例につきまして、令和元年10月1日からの施行が必要なため、このタイミングでの審査をお願いするものでございます。それでは、大八木税務課長からご説明申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 それでは、議案第42号 寒川町町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。本議案につきましては、地方税法等の一部改正が行われたことに伴いまして、町税条例等の一部を改正する必要が生じたものであります。条例の改正案文の説明に先立ちまして、今回の改正の概要をご説明いたします。先ほど本会議において総務部長より説明がありました内容と重複する部分が多分でございますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

改正箇所により施行日を変える必要があることから、第1条から第3条までにおいて、寒川町町税条例の一部を改正し、第4条において、寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正をするものでございます。改正を行う税目でございますが、固定資産税及び軽自動車税の2つが対象となります。

まず、固定資産税につきましては、町税条例の固定資産税に関する規定において引用している地方税法の規定に条ずれが生じたので、町税条例において引用している地方税法の規定について条文の整理を図るものでございます。

次に、軽自動車税についてでございます。消費税率10%への引き上げにあわせ、普通自動車を含め車体課税の大幅な見直しが行われました。この見直しは、自動車の保有にかかわる税負担を緩急的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要変動を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能のすぐれた自動車や先進技術搭載車の普及等を図る目的によるものでございます。

昨年平成30年第1回定例会12月会議において議決いただきました軽自動車税関連の条例整備の際、説

明させていただきましたが、法改正により県税であった自動車取得税が廃止され、市町村税として環境性能割という名称の税目が創設されました。また、このことに伴いまして、今まで軽自動車税として賦課徴収しておりました毎年の車両課税は、その名称を種別割へと改めることとなりました。

今回の改正は、この種別割と環境性能割について変更が生じるものであります。まず、種別割であります。地方税法において軽自動車税のグリーン化特例の延長に伴う条文の整備が図られ、グリーン化特例の現行制度を2年間延長し令和3年度までとし、その後令和4年度、令和5年度については、グリーン化特例の適用対象車を電気自動車等に限定する規定が加えられたので、町税条例についても同様の内容となるよう条文の整理を図るものであります。また、環境性能割についても、地方税法において一定の要件を満たす自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものが令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得されたときに限り環境性能割を軽減する規定が加えられたので、町税条例についても同様の内容となるよう条文の整理を図るものであります。

それでは、改正内容の詳細について新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表、タブレットの18分の9ページが1ページになりますので、ごらんください。第1条関係、寒川町町税条例の一部改正を行うものでございます。

制定附則でございます。附則第9項及び第10項の改正は、地方税法施行令附則の第12条の固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅の範囲に減額措置の規定が加わったことにより、17項が19項に繰り下げられたことに伴い条文の整理を図るものでございます。

新旧対照表2ページをごらんください。附則第11項第4号から第9号までの改正は、地方税法附則第15条、こちらは固定資産税等の課税標準の特例において課税標準の見直し等の規定が加わったことにより、第17項から第47項までが1項ずつ繰り下げられたことに伴い条文の整理を図るものでございます。

続きまして、附則第12項の改正でございます。附則第12項は、軽自動車税のグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、おおむね20%税率を上乗せする経年車重課に関する規定が定められております。経年車重課は、平成28年度以降の軽自動車税の課税により行われておりますが、令和2年度課税から従来の軽自動車税が種別割となることに伴い、従来の軽自動車税の経年車重課が令和元年分までであることを明らかにする必要が生じました。これにより地方税法附則第30条第1項において、従来の軽自動車税の経年車重課に関する規定を令和元年度分に関するものとする改正が行われたことから、町税条例についても同様の内容となるよう附則第12項について条文の整理を図るものでございます。

新旧対照表3ページをごらんください。附則第14項を削る改正は、地方税法附則第30条において、平成29年度分の軽自動車税の税率の特例に関する規定が削られたことに伴い条文の整理を図るものでございます。

続きまして、新旧対照表4ページをごらんください。附則第15項第1号から第3号までの改正は、地方税法附則第30条において平成29年度分の軽自動車税の税率の特例に関する規定が削られ、第6項から第8項までが4項ずつ繰り上げられたことに伴い条文の整理を図るものでございます。

また、附則第15項第1号から第3号までにおいて附則第14項の表を引用したことから、同項が削られることに伴い、附則第15項第1号から第3号までに従前と同様の表を加え、同項を1項繰り上げる等の

条文の整理を図るものでございます。

新旧対照表5ページをごらんください。第2条関係、寒川町町税条例の一部改正を行うものでございます。附則第12項の改正は、附則第14項において初回車両番号指定という用語を使用する必要があることから、「(第14項において「初回車両番号指定」という。)」という字句を加えるものでございます。

附則第14項の改正は、グリーン化特例の延長に伴い地方税法附則第30条において、令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定を加える改正が行われたことから、町税条例においても同様の内容となるよう条文の整理を図るものでございます。

令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例の対象となる軽自動車についてご説明いたします。資料をごらんください。1ページ目なのですが、01-1寒川町町税条例等の一部改正内容のグリーン化特例(軽課)の見直しでございます。グリーン化特例は、平成28年度より行われており、現在令和元年度も継続中であります。まず、①をごらんください。この現行制度が令和3年度分まで2年延長となります。表の黄色い部分が①として2年延長される内容となります。車種区分及び軽課税率については、現行制度の内容と変更はございません。

表の下段、取得期間をごらんください。①の令和元年4月1日から令和3年3月31日となります。この期間中に取得した場合の翌年のみ特例が適用されます。すなわち令和元年4月1日から令和2年3月31日の間に取得した方は、令和2年度課税に、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に取得された方は、令和3年度課税に、軽課税率が適用されます。施行年月日は令和元年10月1日からとなります。

なお、②のピンク色の部分につきましては、新旧対照表第3条関係においてご説明させていただきます。

続きまして、また新旧対照表にお戻りください。7ページをごらんください。第3条関係、寒川町町税条例の一部改正を行うものでございます。まず、附則第12項の改正は、附則第15項においても初回車両番号指定という用語を使用する必要があることから、「及び第15項」という字句を加えるものでございます。

次に、附則第15項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第15項として1項を加える改正は、地方税法附則第30条において、先ほど資料によりご説明させていただきました①黄色部分のグリーン化特例の2年延長の後に続く令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定を加える改正が加えられたことから、町税条例についても同様の内容となるよう条文の整理を図るものでございます。

それでは、令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例の対象となる軽自動車についてご説明いたします。もう一度先ほどの資料、グリーン化特例(軽課)の見直しをお開きください。ここでは、②のピンク色でお示しした部分についての説明となります。主な変更点といたしましては、特例の適用対象が自家用の乗用車のうち電気自動車等に限られたことであります。軽課税率及び車種区分につきましては、②のピンク色の部分をごらんください。また、表の下段に取得期間と軽減年度がございますが、②がピンク色の区分に該当いたします。この期間中に取得した場合の翌年のみ特例が適用されます。すなわち令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に取得した方は、令和4年度課税に、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に取得した方は令和5年度課税に軽課税率が適用され

ます。施行年月日は令和3年4月1日からとなります。

資料の説明は以上でございます。

もう一度新旧対照表8ページをごらんください。第4条関係でございます。こちらは平成30年寒川町議会第1回定例会12月会議において議決いただきました寒川町町税条例等の一部を改正する条例のうち、10月1日に施行される未施行の部分を改めるものでございます。以下、説明において旧改正条例と申します。

まず、旧改正条例第1条のうち附則第12項の改正については、第1条の規定による改正により令和元年度分までの経年重課が規定されているため、第12項の改正規定を現行から改正案に改める必要が生じたことから条文の整理を図るものでございます。

次に、旧改正条例第1条のうち附則第7項を加える改正規定の改正は、第1条の規定において、附則第14項を削り、1項ずつ繰り上げる改正を行うことから、附則第16項からではなく附則第15項から加える規定に改める必要が生じたため、条文の整理を図るものでございます。

また、新旧対照表9ページをごらんください。地方税法附則第29条の18に、環境性能割の税率の特例に関する規定が加えられたことに伴い、町税条例についても同様の内容となるよう規定を加える必要が生じたため、改正案の附則第18項にあります環境性能割の税率に関する特例に関する規定を改正案の附則第17項の次に追加し、もう一度8ページに戻っていただきまして、中段下にあります附則に次の「7項」を加えるを「8項」に改める必要が生じたことから、条文の整理を図るものでございます。

この追加する第18項の規定について詳しくご説明いたします。地方税法第451条第2項に規定する軽自動車のうち、自家用の三輪以上のものであって乗用のものの取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、環境性能割の税率を2%から1%に軽減するものでございます。対象となる軽自動車及び特例率は、地方税法と同じでございます。

この環境性能割の税率の特例の対象となる軽自動車については、資料によりご説明いたします。先ほどの資料の次の資料をごらんください。寒川町町税条例等の一部改正の内容の環境性能割の臨時的軽減による税率でございます。税率は、燃費基準値達成度に応じて決定される仕組みであり、表の対象車区分による税率をごらんください。このたび臨時的に軽減される環境性能割の対象となる車種と税率は、黄色く示された部分で、対象により1.0%が非課税に、2.0%が1.0%へと1%減額されます。対象は、軽自動車のうち自家用の三輪以上のものであって乗用のものの取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、新車、中古車を問わず対象となり、免税店は50万円であります。課税のタイミングとしては、軽自動車の取得時となります。税額は自動車の取得価格にこの税率を乗じて計算されます。施行年月日は、令和元年10月1日でございます。なお、この軽減措置による地方税の減収につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填されます。

資料による説明は以上でございます。

また、新旧対照表にお戻りください。10ページをごらんください。改正附則についてご説明いたします。第1項は、施行期日に関する規定でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定、すなわち平成30年度分及び令和元年度分の軽自動車税の税率の特例を令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例に改める規定は、令和元年10月1日から施行し、

第3条の規定、すなわち令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定を加える規定は、令和3年4月1日から施行します。第2項は、固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。第1条の規定による改正後の寒川町町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和元年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、従前の例によることを定めたものでございます。

第3項から第5項までの規定は、軽自動車税に関する経過措置を定めたものでございます。第1条の規定による改正後の寒川町町税条例の規定中、軽自動車税に関する部分は、令和元年度の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については従前の例によるものとし、第2条の規定による改正後の寒川町町税条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用するものとし、第3条の規定による改正後の寒川町町税条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については従前の例によることを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 軽自動車税についてなんですけど、今回グリーン化特例とか、そういうことで延長されるわけなんですけど、ちなみに対象の車両の台数は把握されているんでしょうか。各種別でもしわかればお願いします。

【佐藤（正）委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 グリーン化特例の種別についての台数なんですけれども、平成30年度の実績で報告させていただきます。特例の対象となる台数は266台であります。ちなみに電気自動車等はございませんでした。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 山田委員。

【山田委員】 30年度で266台ということで、質問で言い忘れたんですけど、逆に13年を超えた重課税の車両というのは実際何台あるか教えてください。

【佐藤（正）委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 対象車は、経年重課と申しますが、その台数は2,098台でございます。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 山田委員。

【山田委員】 2,098台あるということで了解しましたけど、今回の軽減に関して国からの交付金もあるということなんですけど、これも実際1年間、取得した年の翌年だけの1年間ということで、その先は結局、車の所有者に関しては負担が増える、もともとの税金というものがかかってくるということになると思うんですけど、そういうことで、これに関しては、今回重課税に関しては軽減というものは全然な

いということによろしいですか。

【佐藤（正）委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 重課については歳入としてはプラスになりますので、それに対する補填というのはございません。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

中川委員。

【中川委員】 今のとも一部重なるかもしれないのですが、先ほどご説明の途中で、減収分に関しては地方特例交付金で全額国費で補填するというような趣旨の話がありましたが、これは、お手元に示していただいた参考資料01-2とタブレットに入っているやつ、ここでいうところの黄色の①の令和2年、3年の話なのか、それともピンク色の令和4年、5年度の話なのか、それとも両方に共通する話なのか、その点についてはどのように整理されるでしょうか。お願いします。

【佐藤（正）委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 中川委員のご質問なんですけども、資料の2枚目、環境性能割が補填されるという意味でございます。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 2枚目というお話でした。そうすると1枚目については、それは地方特例交付金で全額補填されるという話ではないというお話かと思うのですが、そうしますと、先ほど影響する台数はというお話もありましたけど、それと似たような形になりますけど、影響額というんでしょうか。実際にどの程度、当然税金が軽減されるわけだから、その分町に入ってくる部分は少なくなりますので、その点の影響額などについてはどのように見ておられるのか、その点はいかがでしょうか、お願いします。

【佐藤（正）委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 ただいまのご質問の回答でございます。まず、環境性能割につきましては、ここで2%が1%、1%からゼロ%とそれぞれ1%減額されたことに伴いまして、算定した結果、まず令和元年度、これは10月1日から施行されるものでありますので、そして翌々月から歳入として県から入ってきます。その4カ月間を計算したところ約100万円、これは臨時的軽減を含めたものでございまして、1%減額した数字が100万円でありますので、本来でしたら約200万円、臨時的軽減がなければ入ってきたのかと推測し、算定しております。

失礼しました。グリーン化特例ということございまして、グリーン化特例は、本来、軽減前でありましたところ、266台に対して180万円本来入ってくるべきところであったんですが、軽減後87万円、軽減による減としては約90万円が30年度としては、今数字を丸めてはいますけれども、その程度の減になってございます。そのかわり重課でプラスになっているということで、歳入としてはプラスになっております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 わかりました。重課の後段であれば、プラスになっているというところでは、町にはトータルでは減収にはなっていない、そういう理解でいいかということと、あと、もしわかればですけど、重課の分も含めてどの程度増収になっているか、その点についてはいかがでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 今の中川委員の前段の質問については、そのとおりでございます。2問目の重課のプラスの分というのが、経年重課による増は、数字でいいますと、30年度ですと、まだ決算が行われていない前なので、丸めさせていただきますと、約900万円ということで、グリーン化特例の軽課が先ほど申しあげました93万2,000円マイナスなので、トータルとしては約800万円が重課によるプラスという数字となっております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

---

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開します。

9月第2回会議で本日総務常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩について、いかがいたしましょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、特に希望はなかったので、休憩をしないでそのまま進めさせていただきます。

それでは、これより討論に入ります。議案第42号 寒川町町税条例等の一部改正について討論はありますか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 今回の条例改正なんですけど、グリーン化特例と環境性能割とか、新しい車の購入の促進ということもありますけど、逆に13年超の車への重課税ということで、今回税金に関しても、どうしても新しい車の税金が減った分、重課税から税金を取るということになりますので、古い車に乗っている方に負担をかけるということが問題だと思います。それで、それに関して今回の条例に関しては反対といたします。

【佐藤（正）委員長】 次に、賛成討論のある方。

中川委員。

【中川委員】 賛成の立場から一言だけ。今回の町税条例の改正の趣旨としましては、国内自動車産業の活性化だとか、あるいはより燃費効率のよい車にかえることによって環境保全に期する、そうした趣旨があるのかと思いますので、そうした点から賛成いたします。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 続いて、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤(正)委員長】 挙手多数であります。賛成多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了といたします。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたしますが、最後に副委員長からお願いいたします。

【吉田副委員長】 大変お疲れさまでございました。これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時45分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月25日

委員長 佐藤 正 憲